

森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画を定めた公告

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めたので、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月26日

日置市長

永山由高



1 経営管理実施権配分計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

日置市産業建設部農林水産課及び日置市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び日置市に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

東市来町養母地区森林経営管理権配分計画公告対象森林 一覧

整理番号	森林の所在・地番	林小班	面積 (ha)	経営管理 の内容	経営管理期間の 存続期間
令4集1	養母尾木場17010-4	38-22	0.32	間伐	10年
	養母尾木場17010-11	38-27	0.07	間伐	
令4集3	養母本屋敷17264-1	38-56	0.99	間伐	10年
令4集4	養母鍋比良17286	38-54	0.06	間伐	10年
	養母桃之木瀬戸17352-6	39-35	1.52	間伐	
令4集5	養母鍋比良17279-9	38-41	0.07	間伐	10年
	養母鍋比良17279-8	38-40	0.02	間伐	
	養母鍋比良17279-2	38-34	0.06	間伐	
	養母鍋比良17279-13	38-87	0.02	間伐	
	養母鍋比良17279-12	38-44	0.05	間伐	
	養母鍋比良17279-11	38-43	0.02	間伐	
	養母鍋比良17279-1	38-33	0.03	間伐	
	養母小鍋16206	38-13	0.24	間伐	
養母小鍋16207	38-15	0.23	間伐		
令4集6	養母鍋比良17285-2	38-53	0.04	間伐	10年
令4集7	養母小鍋16197-11	38-4	0.07	間伐	10年
令4集8	養母小鍋16208-18	38-34	0.08	間伐	10年
	養母小鍋16197-15	38-6	0.04	間伐	
	養母小鍋16197-14	38-5	0.03	間伐	
令4集9	養母小鍋16204-2	38-8	0.05	間伐	10年
令4集10	養母小鍋16208-1	38-19	0.93	間伐	10年
	養母平16374-1	38-45	0.14	間伐	
令4集11	養母小鍋16208-11	38-48	0.09	間伐	10年
	養母小鍋16208-17	38-33	0.04	間伐	
令4集12	養母小鍋16208-19	38-35	0.07	間伐	10年
令4集13	養母小鍋16208-24	38-40	0.19	間伐	10年
令4集14	養母小鍋16208-8	38-26	0.17	間伐	10年

東市来町養母地区森林經營管理權配分計画公告対象森林 一覽

令4集16	養母平16372-4	38-41	0.16	間伐	10年
	養母平16366	38-35	0.11	間伐	
	養母平16364-1	38-33	0.03	間伐	
	養母平16355-3	38-19	0.02	間伐	
	養母平16355-6	38-22	0.08	間伐	
令4集17	養母平16360	38-28	0.01	間伐	10年
	養母平16355-7	38-23	0.64	間伐	
	養母平16355-1	38-17	0.12	間伐	
令4集18	養母平16372-2	38-39	0.15	間伐	10年
	養母平16372-1	38-38	0.02	間伐	
	養母平16371	38-37	0.13	間伐	
令4集19	養母平16364	38-32	0.06	間伐	10年
令4集20	養母平16358	38-26	0.02	間伐	10年
	養母平16354	38-16	0.02	間伐	
	養母平16365	38-34	0.02	間伐	
令4集21	養母小鍋16208-2	38-20	1.61	間伐	10年
令4集22	養母小鍋16208-20	38-36	0.2	間伐	10年

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配 令和4 集1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		経営管理実施権の設定を受ける者 (乙)		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権の設定を受ける者 (乙)	面積 ha	地目	小班	林班						
		経営管理実施権 (氏名又は名称) かごしま森林組合 代表理事組合長 宮路高光 (所在地) 南九州市川辺町平山6140番地1		経営管理実施権 (名称) 日置市長 永山 由高 (所在地) 日置市伊集院町第一丁目100番地		丙が経営管理実施権の設定を受ける森林							
1		東市采町 養母 尾木郷	17010-4	38	22	山林	0.2 0.12	スギ ヒノキ	51	別添1参照	別添2参照	別添3参照	令和4 集1
2		"	17010-11	"	27	"	0.07	ヒノキ	51	"	"	"	
3		東市采町 養母 本屋敷	17264-1	"	56	"	0.35 0.64	スギ ヒノキ	57	"	"	"	令和4 集3
4		東市采町 養母 鍋比良	17286	"	54	"	0.06	スギ	41	"	"	"	令和4 集4
5		"	17352-6	"	35	"	0.8 0.72	ヒノキ スギ	51	"	"	"	
6		"	17279-9	"	41	"	0.07	ヒノキ	41	"	"	"	
7		"	17279-8	"	40	"	0.02	ヒノキ	41	"	"	"	
8		"	17279-2	"	34	"	0.06	ヒノキ	42	"	"	"	
9		"	17279-13	"	87	"	0.02	スギ	45	"	"	"	令和4 集5
10		"	17279-12	"	44	"	0.05	スギ	42	"	"	"	
11		"	17279-11	"	43	"	0.02	ヒノキ	42	"	"	"	
12		"	17279-1	"	33	"	0.03	ヒノキ	42	"	"	"	

32	"	16355-6	"	22	"	0.08	ヒノキ	54	"	"	"	"	令和4集16
33	"	16360	"	28	"	0.01	スギ	49	"	"	"	"	令和4集16
34	"	16355-7	"	23	"	0.64	ヒノキ	47	"	"	"	"	令和4集17
35	"	16355-1	"	17	"	0.04 0.08	スギ ヒノキ	45	"	"	"	"	令和4集17
36	"	16372-2	"	39	"	0.11 0.04	スギ ヒノキ	49	"	"	"	"	令和4集18
37	東市采町 養母 平	16372-1	"	38	"	0.02	ヒノキ	44	"	"	"	"	令和4集18
38	"	16371	"	37	"	0.03 0.1	スギ ヒノキ	53	"	"	"	"	令和4集19
39	"	16364	"	32	"	0.06	スギ	59	"	"	"	"	令和4集19
40	"	16358	"	26	"	0.02	スギ	49	"	"	"	"	令和4集20
41	"	16354	"	16	"	0.02	スギ	51	"	"	"	"	令和4集20
42	"	16365	"	34	"	0.02	スギ	62	"	"	"	"	令和4集20
43	東市采町 養母 小編	16208-2	"	20	"	1.26 0.35	スギ ヒノキ	43	"	"	"	"	令和4集21
44	"	16208-20	"	36	"	0.16 0.04	スギ ヒノキ	43	"	"	"	"	令和4集22

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										Aの森林所有者 (甲)			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称					
1	東市来町 養母 尾木場	17010-4	38	22	山林	0.2 0.12	スギ ヒノキ	51			別添3参照	-	令和4 集1		
2	"	17010-11	"	27	"	0.07	ヒノキ	51			"	-			
3	東市来町 養母 本屋敷	17264-1	"	56	"	0.35 0.64	スギ ヒノキ	57			"	-	令和4 集3		
4	東市来町 養母 鍋比良	17286	"	54	"	0.06	スギ	41			"	-	令和4 集4		
5	"	17352-6	"	35	"	0.8 0.72	ヒノキ スギ	51			"	-			
6	"	17279-9	"	41	"	0.07	ヒノキ	41			"	-			
7	"	17279-8	"	40	"	0.02	ヒノキ	41			"	-			
8	"	17279-2	"	34	"	0.06	ヒノキ	42			"	-			
9	"	17279-13	"	87	"	0.02	スギ	45			"	-			
10	"	17279-12	"	44	"	0.05	スギ	42			"	-	令和4 集5		
11	"	17279-11	"	43	"	0.02	ヒノキ	42			"	-			
12	"	17279-1	"	33	"	0.03	ヒノキ	42			"	-			
13	東市来町 養母 小鍋	16206	"	13	"	0.24	スギ	42			"	-			
14	"	16207	"	15	"	0.23	スギ	63			"	-			
15	東市来町 養母 鍋比良	17285-2	"	53	"	0.04	ヒノキ	41			"	-	令和4 集6		
16	東市来町 養母 小鍋	16197-11	"	4	"	0.07	スギ	51			"	-	令和4 集7		

36	"	16372-2	"	39	"	0.11 0.04	スギ ヒノキ	51	別添3参照	-	令和4 集18
37	"	16372-1	"	38	"	0.02	ヒノキ	41			
38	"	16371	"	37	"	0.03 0.1	スギ ヒノキ	41			
39	"	16364	"	32	"	0.06	スギ	42			
40	"	16358	"	26	"	0.02	スギ	45			
41	"	16354	"	16	"	0.02	スギ	42			
42	"	16365	"	34	"	0.02	スギ	42			
43	東市来町 養母 小鍋	16208-2	"	20	"	1.26 0.35	スギ ヒノキ	64			
44	"	16208-20	"	36	"	0.16 0.04	スギ ヒノキ	53			

この計画に同意する。
権利の設定を受ける者 (丙)

住 所 (同上) かごしま森林組合 代表理事組合長 宮路高光

権利の設定をする市町村 (乙)

住 所 (同上) 日置市長 永山 由高



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は、経費から補助金を差し引いた額。以下同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収すること、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消すものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなく(4)の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

対象森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班	
東市来町養母尾木場	17010-4	38	22	<p>○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。なお、間伐の実施については、「鹿児島青林技術指針(平成18年11月鹿児島県林務水産部)」に基づき、収量比数を勘案した適切な定性間伐を行い、過度な伐採は控えることとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、周囲の田畑に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。また、何らかの問題等が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。</p> <p>○ 間伐を行う森林については、伐採を行った時点で速やかに森林保険に加入することとし、その付保率等については、伐採時に協議するものとする。</p> <p>○ 木材搬出路の作設等については、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年2月鹿児島県環境林務部)」に基づいて行うこととし、森林の公益的機能の低下を招かぬよう十分留意すること。なお、施業中やその後においても、丙の責により土砂等の流出があったと認められる場合は、速やかに復旧を行うこと。</p> <p>○ 林業用大型機械の使用に当たっては、林内の荒廃を招かぬよう十分な配慮を行うこと。</p> <p>○ 地域の農道や市道等の使用については、地元車優先に留意すること。また、本制度の周知と普及を図るため、間伐実施地域に看板の設置、その他公示の措置を講じるものとする。</p> <p>○ その他事項については、経営管理権配分計画の共通事項に基づき、甲、乙、丙協議して定めるものとする。</p>
"	17010-11	"	27	
東市来町養母木屋敷	17264-1	"	56	
東市来町養母鍋比良	17286	"	54	
"	17352-6	"	35	
"	17279-9	"	41	
"	17279-8	"	40	
"	17279-2	"	34	
"	17279-13	"	87	
"	17279-12	"	44	
"	17279-11	"	43	
"	17279-1	"	33	
東市来町養母小鍋	16206	"	13	
"	16207	"	15	
東市来町養母鍋比良	17285-2	"	53	
東市来町養母小鍋	16197-11	"	4	
"	16208-18	"	34	
"	16197-15	"	6	
"	16197-14	"	5	
"	16204-2	"	8	
"	16208-1	"	19	
東市来町養母平	16374-1	"	45	
"	16208-11	"	48	
東市来町養母小鍋	16208-17	"	33	
"	16208-19	"	35	
"	16208-24	"	40	
"	16208-8	"	26	
東市来町養母平	16372-4	"	41	
"	16366	"	35	
"	16364-1	"	33	
"	16355-3	"	19	
"	16355-6	"	22	
"	16360	"	28	
"	16355-7	"	23	
"	16355-1	"	17	
"	16372-2	"	39	
"	16372-1	"	38	
"	16371	"	37	
"	16364	"	32	
"	16358	"	26	
"	16354	"	16	
"	16365	"	34	
東市来町養母小鍋	16208-2	"	20	
"	16208-20	"	36	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林			
所在	地番	林班	小班
東市来町養母尾木場	17010-4	38	22
"	17010-11	"	27
東市来町養母本屋敷	17264-1	"	56
東市来町養母鍋比良	17286	"	54
"	17352-6	"	35
"	17279-9	"	41
"	17279-8	"	40
"	17279-2	"	34
"	17279-13	"	87
"	17279-12	"	44
"	17279-11	"	43
"	17279-1	"	33
東市来町養母小鍋	16206	"	13
"	16207	"	15
東市来町養母鍋比良	17285-2	"	53
東市来町養母小鍋	16197-11	"	4
"	16208-18	"	34
"	16197-15	"	6
"	16197-14	"	5
"	16204-2	"	8
"	16208-1	"	19
東市来町養母平	16374-1	"	45
"	16208-11	"	48
東市来町養母小鍋	16208-17	"	33
"	16208-19	"	35
"	16208-24	"	40
"	16208-8	"	26
東市来町養母平	16372-4	"	41
"	16366	"	35
"	16364-1	"	33
"	16355-3	"	19
"	16355-6	"	22
"	16360	"	28
"	16355-7	"	23
"	16355-1	"	17
"	16372-2	"	39
"	16372-1	"	38
"	16371	"	37
"	16364	"	32
"	16358	"	26
"	16354	"	16
"	16365	"	34
東市来町養母小鍋	16208-2	"	20
"	16208-20	"	36

丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座